

処理事例 17 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの

苦情申立て対象機関	下水道部下水道管理課	
苦情申立ての内容	<p>下水道本管に接続する予定の宅地の排水管布設状況を調査したうえで、最適な取付管の布設位置を確定し、その図面を作成する業務（以下「調査業務」という。）があり、市はその調査業務を随意契約によって明石市管工事業協同組合（以下「組合」という。）に発注しています。組合員は、1件につき5,800円の利益があるうえ、調査業務中に自社の営業活動ができ、他の業者と比較して有利な状況にあり、業者間での公平性を欠くため、発注方法を競争入札に変更してほしい。</p>	
調査結果等	<p>オンブズマンが、下水道管理課から聴取したところによると、調査業務は、下水道本管に接続する地域の住宅の敷地を一斉に調査する必要がある、しかも、下水道本管の布設工事を控えていることから、発注から約1か月という限られた期限内に、調査結果を記した図面「公共下水道取付管位置調査確認書」（以下「確認書」という。）を紙ベースだけでなく、電子データ化したものをコンパクトディスクに記録して納品することを受注の条件にしており、確認書は、何度も宅地所有者を訪問し、現地を確認するといった地道な作業の積み重ねによって完成されるものであるとのことでした。</p> <p>また、調査業務における組合員の自社の営業活動については、組合が禁止を徹底しており、受注した業者は、組合の腕章と名札を着用して調査業務にあたっていますが、事前に地元の自治会等へ回覧するチラシや市のホームページの入札情報をもとに、調査業務に入る前から既に、業者が営業活動を行っているのが実態であるとのことでした。</p> <p>オンブズマンは聴き取りを終え、下水道管理課が、確実な業務の遂行のために、公募ではなく、短期間にまとまった件数を調査できる行動力や、その結果を電子データ化して磁気媒体に記憶させる技術力を兼ね備えた発注先として組合を選び、随意契約としていることは相当であり、当然、発注者として認められてしかるべき業務の執行であって、不当な発注方法とは言えないと考えます。</p> <p>また、確認書を作成するためには、幾度もの訪問や現地確認という労力を費やさなければならず、調査業務の価値は、納品された確認書だけで判断できるものではないと考えます。</p> <p>なお、組合が禁止する調査業務における自社の営業活動を違反して行った組合員があった事実は認められないばかりか、調査業務に入る前から既に業者が営業活動を行っている事実を考えれば、営業活動の禁止は、組合の足かせとはなっていない、組合が格別に有利な状況にあるとは言えないと考えます。</p> <p>以上のことから、発注方法を競争入札に変更することは、市の業務の執行に支障をきたす可能性が十分にあり、現在の発注方法が、下水道事業の現状を踏まえた妥当なものであると判断し、今回の調査を終えることにしました。</p>	
苦情申立ての受付年月日	平成20年（2008年）9月4日	要した日数
市の機関への調査年月日	平成20年（2008年）9月11日	7日間
調査結果通知年月日	平成20年（2008年）9月30日	26日間